

2026 春派遣
APU - ザルツブルク応用科学大学(オーストリア)
ダブルディグリープログラム(学部) 募集要項



目次

1. プログラム概要.....	2
2. 募集概要.....	2
3. 選考.....	3
4. 申請方法.....	4
5. 派遣内定者.....	5
6. 派遣内定後のプログラム参加取り消しについて	5

問合せ先:アウトリーチ・リサーチ・オフィス／DUDP チーム

E-mail: dudp@apu.ac.jp

1. プログラム概要

このプログラムは、APU のサステナビリティ観光学部(ST)がオーストリアのザルツブルク応用科学大学(SUAS)の Department of Business and Tourism の Innovation & Management in Tourism (IMT)と締結したダブルディグリープログラムです。

SUAS は、オーストリアのザルツブルク市にあり、ザルツブルクはモーツァルトが生まれた世界的に有名な音楽の都として世界的に有名な観光地です。観光経営に特化したより専門的かつ実践的なプログラムを提供しており、現場のケースを持ち帰り、分析・解明を行い、再び実践へ回帰させる実践型学習が可能です。

本プログラムの目的は以下のとおりです。

- 1) 両大学の強みと資源を組み合わせることでユニークな教育を提供する。
- 2) ダブルディグリー取得の機会を提供することで、学生の学びやキャリアの可能性を広げる。
- 3) 異なる分野のカリキュラムを統合することで学際的な学びを促進する。
- 4) 多様な学びの環境、教授陣、学生コミュニティに触れることで文化交流とグローバルな視野を促進する。
- 5) 学生の国際理解と異文化間能力を促進する。
- 6) 卒業生の幅広いネットワーク、業界とのつながり、キャリアの機会を提供する。
- 7) 両大学のメンターシップ、キャリアカウンセリング、インターンシップの機会を提供することによる学生の個人的・職業的成長を促進する。
- 8) 両大学の教員と学生の研究協力を促進する。

本プログラムの参加者は、APU および SUAS で、それぞれ 2 年間の学修を行い、両大学の卒業要件を満たす事で、4 年間で 2 つの学位(APU:学士 (サステナビリティ観光学)、SUAS: Bachelor of Arts in Business)を取得するプログラムです。

2. 募集概要

- 1) 参加者数:最大 3 名
- 2) 申請期間:2025 年 6 月 9 日(月)9:00~2025 年 6 月 30 日(月)14:00
- 3) 申請条件 (以下の全ての項目を満たす必要があります)

在籍条件	サステナビリティ観光学部(ST)に在籍する 2025 年春入学の 1 回生		
国籍	オーストリアのパスポート保持者でないこと。オーストリアのパスポート保持者は、中学生以後 (G7 以後) においてオーストリアでの学習歴が 4 年以内であること。		
言語条件	TOEFL ITP® 550	TOEFL iBT® 79	IELTS™ 6.0
ST 必須共通教養科目の単位修得	2025 年秋セメスター終了までに、以下の 4 つの科目の単位を取得している、または単位修得する意思のある者 a)観光学入門、b)社会学入門、c)持続可能な開発入門、および d)社会科学のための統計学		
アカデミック・スキル科目の単位修得	2025 年秋セメスター終了までに、「社会調査法入門」の単位を修得している、または単位修得する意思のある者		
その他の入門科目の単位修得	2025 年秋セメスター終了までに、以下の 3 つの科目の単位を修得している、または単位修得する意思のある者 a) 会計入門(ST 専門科目)、b)経営学入門(ST 専門科目)、c) 経済学入門(教養科目)		
履修単位	2025 年春セメスターの履修単位数が 16 単位以上の者		
GPA	2025 年 8 月 27 日(水)にセメスターGPA が 2.80 以上の者		

	※ただし、セッション科目履修者は2025年9月8日(月)にセメスターGPAが4.00中2.80以上の者。
必修言語科目の単位修得	2025年秋セメスター終了までに、それぞれの言語基準の必須言語科目を修得済み、もしくは履修免除済み、または修得見込みであること。 日本語基準学生／スタンダードトラック：英語準上級A・B 日本語基準学生／アドバンスドトラック：英語上級2A・2B 英語基準学生：日本語中級
ドイツ語の自主学習	ドイツ語を学修する意思のある者 SUASでは、授業は全て英語で実施されますが、ドイツ語の授業は必修となっています。

4) 申請書類

書類	詳細
志望理由書(英語)	本プログラムに参加目的を明確に記載すること
小論文(英語)	指定されたトピック2つについて、論理的でかつ高度な英語を用いた小論文であること
顔写真(データ)	申請前に顔写真データを準備してください。
経費支弁書	Adobe 電子署名
英語能力を証明するスコア	4. 申請条件に書かれている言語条件を満たすスコアシート

5) 選考スケジュール

日にち	内容	連絡方法
2025年7月4日(金)	書類選考結果発表	キャンパスターミナル
2025年7月9日(水)	面接*	対面
2025年7月28日(月)	面接選考結果発表	キャンパスターミナル
2025年8月27日(水) セッション科目履修者は、2025年9月8日(月)	最終選考結果発表	キャンパスターミナル

*上記の面接期間以外に別途、個人面談を行う場合は、個別に対象者へ連絡をします。

3. 選考

1) 選考方法

選考は、申請書類、語学運用能力、学修計画、英語で行われる面接などの結果に基づいて、総合的に判断します。

2) 選考基準

小論文

- 本プログラムへの参加目的が明確であること。

言語運用能力

- 派遣先の大学で学修できる十分な英語運用能力を有していること。
- 学内選考の際、申請時の言語条件を満たしていること。

単位と成績

- 2025年8月27日(水)に2025年春セメスターの修得単位数が14単位以上であること。
- 2025年8月27日(水)に2025年春セメスターのGPAが2.80以上であること。

※セッション科目履修者は、2025年9月8日(月)の時点で上記の2項目を満たすこと。

面接（書類選考合格者のみ実施）

- 明確な学修計画や到達目標があること。
- 派遣国社会に溶け込むのに必要な適応性があり、自らの力で留学生活における困難を乗り越える力と、それに対処する気質を有していること。
- 高度な英語運用能力を有していること。

3) 重要事項

- 原則として、派遣決定後の辞退はできません。

4. 申請方法

[ウェブサイト](#)のプログラム概要と以下の手続きをよく読んで、オンライン申請を行ってください。書類に不備があった場合は、申請を受け付けません。

ステップ 1 以下の書類を準備する。

オンライン申請の最後に 1) および 2) をアップロードする必要があります。

1) 顔写真(データ)

- 顔写真はオフィスがプログラム参加者の選考過程で、面接での申請者の顔と名前を一致させるために使用します。そのため、写真は申請者本人が正面を向いて映っているもので、顔がはっきりと確認できるものであれば、証明写真でなくても構いません。ただし、申請者以外の人が映り込んでいる写真は受け付けません。
- 正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどを着用していない顔写真データを準備してください。
- 過去 6 ヶ月以内に撮影されたものを使用してください。
- ファイル名は例に従い、「Photo_氏名(アルファベット)」としてください。

例) Photo_RITSUMEIHanako.jpeg

2) 言語運用能力を証明するスコアのコピー

- 申請条件に記載された英語運用能力を満たすスコアを提出してください。
- 申請時にウェブスコアを提出する場合は、必ず申請者の氏名、スコア、テスト取得日が確認できるページを提出してください。
- 英語が母語でない英語基準学生も英語スコアを提出する必要があります。
 - アドミッションズ・オフィスは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。
- ファイル名は例に従い、「Score_氏名(アルファベット)」としてください。

例) Score_RITSUMEIHanako.pdf

3) [経費支弁書の署名](#) (Adobe 電子署名)

申請者および経費支弁者の両方が電子署名をする必要があります。まず、申請者が必要事項を入力後、経費支弁者の氏名および email アドレスを入力します。申請者側の全ての入力・電子署名が完了すると、経費支弁者の入力および電子署名ができるようになります。

4) オーストリアのパスポート保持者のみ：

中学生以後（G7 以後）の学習歴を証明する書類

オーストリアのパスポート保持者は、中学校以降（G7 以降）の全ての成績証明書を提出する必要があります。在籍期間が成績証明書に記載されていない場合は、その学校に在籍した期間を証明する書類を別途提出する必要があります。学習歴を証明する書類が提出できない場合は、申請を受け付けません。

ステップ 2 オンライン申請

- 指定されている項目に記入がない場合、極端に文字数が足りない場合は選考を行いません。
- オンライン申請では、提出ボタンを押す前に、「自分の回答についての確認メールで受け取る」をクリックし、申請内容を保管しておいてください。また、ご自身の申請内容は、「印刷または PDF で保存する」をクリックし保存する事ができます。ご自身の申請内容に関して疑義がある際は、必ず印刷した申請内容を提示してください。提示ができない場合は疑義を受け付けません。
- 複数回申請を行った場合は、申請日が新しいもののみを受け付けます。

5. 派遣内定者

1) 派遣内定者ガイダンス

派遣者ガイダンスは 2025 年 9 月 10 日(水)に実施します。詳細は後日、派遣決定者へ案内をします。

6. 派遣内定後のプログラム参加取り消しについて

以下の条件全てを満たさない場合は、プログラムの参加が取り消しとなる場合があります。

派遣前:

- 1) 定められた期日までに必要な書類（誓約書、留学願など）を提出すること。
- 2) 2025 年 8 月 27 日(水)に 14 単位以上の単位を修得している者
※ただし、セッション科目履修者は 2025 年 9 月 8 日(月)に 14 単位以上の単位を修得している者。

派遣後:

- 1) SUAS で履修登録した科目の単位を全て修得すること。
- 2) SUAS で良い成績を修めること。

上記に加え、以下の「2025 年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に参加するにあたっての遵守事項」の「2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項」の条件に該当する場合は、派遣内定取消、派遣中止またはプログラムを中断する場合があります。

2025 年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs に 参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs(以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスは必ず出席しなければならないこと。
- (5) プログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考をされているため、選考結果発表後の辞退は認められないこと。
- (6) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項

- (1) [全派遣プログラム(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されることを了承する。
- (2) [交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム]
参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。
- (3) 上記に加え、以下のいずれかに該当する場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあること。
 - A) 参加態度、出席状況等を勘案し、受講不適当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
 - C) 負傷、病気等で留学が適当でないと本学が判断した場合
 - D) プログラム期間中の禁止行為を行った場合
 - E) プログラム所定の継続条件を満たさなかった場合
 - F) 学籍を喪失した場合
 - G) その他学生としての本分に反した場合
- (4) 参加を取り消された場合、成績は「F」評価となる。(事前授業が開始される前に参加を取り消された場合は、「履修取消」となる)ことを了承する。ただし、交換留学、ダブルディグリープログラム、キャンパスアジアプログラムおよび短期サマー/ウインタープログラム除く。
- (5) 次に当てはまる場合は、本学の判断により学生派遣が中止されることを了承する。
 - A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル2以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - B) 実習先での天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ、引率者の怪我や急病及びそれに類する事象、危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
 - C) 派遣先が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

3. プログラム実施場所への集合・解散に関わる事項

[全海外派遣プログラム(FIRST、サービスマーケティングを除く)]

- (1) プログラム期間中は現地集合および現地解散となることを了承し、行程中の安全確保も含め自己責任で行動すること。
- (2) 学生本人が航空券の手配を行い、本学が指定する期日までに旅程の提出を行うこと。
- (3) 予め本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。
- (4) プログラム参加のための渡航期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

[FIRST、サービスマーケティング]

- (1) プログラムは現地集合および解散は認められず、プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならないこと。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。

4. 健康・安全管理に関する事項

- (1) [全海外派遣プログラム(FIRST、サービスマーケティングを除く)] 渡航前に、日本出国および日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[FIRST、サービスマーケティング] 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムに加入すること。
[国内プログラムの場合] 本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (2) 健康管理は、自らの責任で行うこと。また、健康状況および学修支援の要否を所定の書式にて申告すること。
- (3) 既往症等がある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。

ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。

- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (6) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起きたとしても本学、派遣先はその責任を負わないこと。
- (7) 予防接種について、本学から推奨された予防接種を希望する場合、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行うこと。予防接種が必須の場合、ガイダンスでの指示に従うこと。

5. 経費および補償に関する事項

- (1) 締切期日までの提出物提出またはプログラム費納付の未完了、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (2) 天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ、引率者の怪我や急病及びそれに類する事象その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (3) プログラムに要する費用を本学に納入済みの場合、派遣中止、参加取消または辞退までに発生した費用を差し引いた差額が返金されることを了承すること。また、返金手続きには一定期間を要することを了承すること。
- (4) 本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 本人の故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない、本学および派遣先はその責任を負わないこと。

6. 査証(ビザ)取得に関する事項

- (1) 出発から帰国までに必要となる査証(ビザ)を確認の上、学生本人の責任で申請すること。
- (2) 必要となる査証(ビザ)は、本人の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なるため、必要となる査証(ビザ)(トランジットビザを含む)および必要書類等は、各大使館のホームページ等で各自確認すること。
- (3) 査証(ビザ)申請要件は予告無しに変更される場合があるため、最新情報を入手すること。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、査証(ビザ)発給国の定めにより渡航前に査証(ビザ)を取得できない場合以外は認められない。
- (4) 万一、査証(ビザ)が取得できない場合は、派遣または留学は取り消しとなること。また、査証(ビザ)が取得できなかったことを理由として、派遣または留学開始時期の変更等は行わない。
- (5) [国際学生のみ]プログラム実施国の査証(ビザ)以外に、日本の在留許可期限および再入国許可の条件を確認すること。

7. 履修計画について

- (1) プログラム応募に際して、履修科目および修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認すること。
- (2) 卒業までの履修に関わって問題が判明した場合に本学は特別な配慮等は行わないため、自己責任において応募を行うこと。

8. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報(氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報)は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国(日本、参加学生の母国、派遣国)の在外公館及び政府機関)に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____

学生本人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力不可)

学籍番号 _____

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関: _____)

所属 _____ (APM / APS / ST / GSM)

回生 _____ (1 / 2 / 3 / 4 / その他)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

保証人記入欄 ※保証人欄は、父母・身元引受者が記載してください。

■私は、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・キャンパスアジアプログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____

保証人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力、本人による代筆不可)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認ください

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合